

香取広域市町村圏事務組合職員の給与の減額をされずに勤務しないことについての任命権者の承認の基準及び勤務1時間当たりの給与額の半減等に関する規則

平成18年3月27日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和46年香取広域市町村圏事務組合条例第11号）第2条の規定により準用する香取市職員の給与に関する条例（平成18年香取市条例第43号。以下「給与条例」という。）第15条並びに附則第5項及び第6項の規定により、同条の承認の基準及び勤務1時間当たりの給与額の半減等に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和46年香取広域市町村圏事務組合条例第8号）に基づく職務に専念する義務の免除の承認があったときは、給与条例第15条の承認があったものとみなす。

(引き続き勤務しない期間の範囲)

第3条 給与条例附則第4項の引き続き勤務しない期間には、香取広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年香取広域市町村圏事務組合条例第2号）第3条第1項に規定する週休日、給与条例第15条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等その他管理者の定める日が含まれるものとする。

(異なる疾病による療養休暇が引き続いている場合の勤務1時間当たりの給与額の半減)

第4条 一の傷病が治癒し、他の傷病による療養休暇が引き続いている場合においては、当初の療養休暇の開始の日から起算して90日を経過した後の療養休暇の日につき、勤務1時間当たりの給与額の半額を減ずる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

香取広域市町村圏事務組合職員の給与の減額をされずに勤務しないことについての任命権者の承認の基準及び勤務1時間当たりの給与額の半減等に関する規則

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に小見川町外2町消防組合の規程により保管されている管理職員特別勤務手当整理簿は、この規則の相当規定により保管されている管理職員特別勤務手当整理簿とみなす。